

【定時制課程の特別な入学者選抜】

1 募集人員

普通科若干名

2 出 願

(1) 出願資格・条件

一般入学者選抜 1 (1) に定める応募資格を有し、次のいずれにも該当する者とする。

ア 平成 17 年 4 月 1 日以前の出生者

イ 松山高等学校を志願する動機や理由が明白、適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有すること。

(2) 出願の期間

令和 7 年 1 月 21 日 (火) から 1 月 23 日 (木) までとし、受付時間は正午から午後 8 時までとする。なお、郵送による出願についても、1 月 23 日 (木) 午後 8 時までに到着したものに限り。

(3) 出願の手続

志願者は、松山高等学校所定の定時制課程の特別な入学者選抜入学願書 (様式 5) に所定事項を記入して、入学選抜手数料 (現金 720 円) を添え、出願の期間内に松山高等学校に提出する。

(4) 入学願書等の配布

令和 6 年 12 月 20 日 (金) 以降、松山高等学校に直接請求する。

3 選抜試験

(1) 内 容

作文及び面接を実施する。(作文は、志望理由に関することをテーマとするもので 400 字程度とする。)

(2) 実施期日及び場所

令和 7 年 2 月 5 日 (水) 松山高等学校 (0866) 22-3618

(3) 集合時刻 午後 2 時

(4) 選抜試験の実施

一般入学者選抜の学力検査実施委員会に準じて、作文・面接実施委員会を設けて実施する。

4 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、作文及び面接の結果等を資料として、目的意識や意欲・適性等を重視して、総合的に判断する。

(2) 実施方法

一般入学者選抜の選抜委員会に準じて定時制課程の特別な入学者選抜委員会を設け、定時制課程の特別な入学者選抜を行う。

5 合格者の発表

(1) 選抜の結果を、令和 7 年 2 月 14 日 (金) に本人あて通知する。

(2) 合格が内定した者であっても、入学届を令和 7 年 3 月 7 日 (金) 午後 5 時までに提出しない者

は、入学の意志がないものとして取り扱う。

(3) 入学届を提出した者は、他の公立高等学校の入学者選抜に出願してはならない。

(4) 合格者の発表は、令和 7 年 3 月 28 日(金)に行う。

6 その他

(1) 高梁市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条の規定により 5 年間である。